

## 利用約款

(約款の適用、契約の成立)

第1条 水海道ゴルフクラブ(以下「当ゴルフ場」という)の全ての利用者は本約款に従っていただきます。なお、本利用契約はフロントにおいて受付したことにより成立したものとします。

(利用の申込、違約金等)

第2条 プレー申込方法は原則として当ゴルフ場の規定によります。なお、特別な準備で費用が発生しその後中止となった場合は、それに要した費用をご負担願います。

(営業日、営業時間等)

第3条 施設の営業日と各施設の利用時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

(利用の拒絶)

第4条 次の場合は当ゴルフ場の利用をお断りすることがあります。

- 1.混雑していてスタート枠が取れないとき
- 2.天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- 3.暴力団等反社会的勢力に所属していると認められたとき
- 4.利用者が公序良俗に反する行為をなすおそれがあると認められたとき
- 5.過去に本約款に違反した場合、その他の事由で利用が好ましくない場合

(利用断続の拒絶)

第5条 次の場合は当ゴルフ場の利用を中断していただきます。

- 1.天災その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないとき
- 2.公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
3. 本約款への違反、その他 当ゴルフ場として好ましくない行為があったとき

(携帯品、自動車の自己管理)

第6条 場内(ロッカーも含む)での携帯品や車等については、盗難・紛失等の事故が生じてはその責任を負いません。なお、貴重品は必ず貴重品ボックスをご利用のうえ、自己の責任において施錠管理してください。

第7条 ロッカーキーはカードホルダーに付いておりますので、常時携帯してください。

(危険防止は自己の責任で行う)

第8条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、ルールを守り同伴者や他の組にも配慮し、事故が起こらないよう自己の責任でプレーしてください。

(同伴者及び周辺への注意義務)

第9条 素振りは危険ですので、特に指定された場所以外では行わないで下さい。

第10条 打者以外の同伴プレーヤーは、打者の近くや前方に行かないで下さい。

(前組及び隣接ホールへの打ち込み注意義務)

第11条 先行組へ打込みの危険性がある場合はキャディの制止に従って下さい。なお、制止が無い場合でも自己の飛距離を自分で判断しプレーしてください。

第12条 隣接ホールへの打ち込みは危険です。プレーヤーは打ち込まないよう慎重にプレーし、誤って打込んだ場合は、速やかに対象プレーヤーに合図をして下さい。

(グリーン上の注意義務)

第13条 グリーン等で後続組に打球させる場合、先行組のプレーヤーは後続組のショットが終るまで安全な場所に退避して下さい。

第14条 全員がホールアウト後は速やかにグリーンを下り、後続組の打球の届かない場所を通り、次のホールに進んで下さい。

(雷鳴の場合の避難)

第15条 雷鳴によるプレー中止の警報が出た場合、従業員の指示で避難小屋等の安全な場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第16条 喫煙は指定された場所で行い、その他の火気使用は禁止いたします。

(カート操作の禁止)

第17条 電動カート、乗用カートの運転はキャディが行いますので操作しないで下さい。

(プレー終了後のクラブ確認)

第18条 プレー終了後は、クラブを点検・確認をして下さい。確認後のクラブ不足、傷等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第19条 利用者の故意または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(持込禁止品)

第20条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. ペットなどの動物類
2. 銃砲刀剣類発火、爆発のおそれがあるもの
3. 著しい悪臭、または騒音を発するもの
4. その他 当ゴルフ場が不当と認めたもの

(禁止行為)

第21条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- 1.とばく、その他風紀をみだす行為
- 2.物品販売、宣伝広告等の行為 (当ゴルフ場が特別に許可した場合を除く)
- 3.利用者以外のコース内立入り (当ゴルフ場が特別に許可した場合を除く)
4. 写真撮影、動画撮影の行為 (当ゴルフ場が特別に許可した場合を除く)
5. 他人に迷惑を及ぼす行為及び不快感を与える行為

(体調を崩された場合)

第22条 傷病等で体調を崩された場合、人命第一と考え、傷病の如何によらず当ゴルフ場社員もしくは救命隊で所定の病院へ搬送しますので、指示に従って下さい。

(宅配便の取扱い)

第23条 到着した宅配便のお取次ぎはいたしますが、取り次ぎ中の物品の盗難・損傷等の責任は負いません。

(違背の場合の責任)

第24条 利用者が本約款に違背し第三者もしくは自ら傷害等の事故を発生させた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

以上